

## ラオスにおける信用保証会社に関するアップデート

2024 年 12 月 9 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

### 1. 背景

2020 年 12 月 21 日付で、「信用保証会社に関する合意（以下、「旧合意」）」が中央銀行から発行されました（詳細は弊所[ニューズレター](#)をご参照ください）。過去の聞き取り調査によると、ラオスには信用保証会社は、その当時まだ存在しませんでした。継続的なインフレにより、特にラオスの中小企業が、信用保証会社が保証人となり商業銀行等から必要な事業資金を借りやすくするために、法令の整備は進んでいます。今回ラオス中央銀行は、2024 年 10 月 31 日付で旧合意の内容を改正した新たな合意（以下、「新合意」）を発行しました。以下、改正点を中心に解説いたします。



### 2. 改正点について

#### （1） 監督機関

旧合意第 7 条によれば、監督機関は、ラオス中央銀行金融機関管理局であり、当局より事業許可書を取得することになっていましたが、新合意では、監督機関は「ラオス中央銀行商業銀行管理局（以下「商業銀行管理局」）」へ変わりました。後述の 3 と関連しますが、商業銀行との連携を促進させるためだと思われます。

#### （2） 定款の承認

旧合意では、定款に関する規定はありませんでしたが、新合意第 15 条では、商業銀行管理局所定の書式を使用し、内容について株主総会の承認を受ける必要があると規定されています。また、事業許可証発行申請時に、定款を提出する必要があります。

#### （3） 会社の機関構成

旧合意では、会社の機関構成は、株主総会、取締役会及び取締役委員会（正副マネージングダイレクター）の 3 機関でしたが、新合意第 19 条では、上記の他に、取締役会監督委員会及び補助機関（会社の下部組織、各セクションや支店の補助機能）が追加されました。

#### （4） 事業内容

旧合意では、信用保証会社は、保証業務のほかに、ラオス中央銀行及び関連する機関より許可を得た別の事業を行うことが可能と書かれているのみで、具体的にどのような事業をすることができるのか、記載されていませんでした。新合意では、保証業の他に、財務管理に関す

るコンサルティング業及び信用保証会社の財政的安全性を維持するための資産運用が追記されました。ただし、取締役会の承認及びラオス中央銀行の規定範囲内での資産運用であることが規定されています（新合意第 38 条）。

### 3. 金融機関の登録及び保証人申請について

ラオス中央銀行の管理下にある金融機関は、信用保証会社に登録することができ、登録完了後に登録証明書が発行されます。但し、信用保証会社は、登録済みの金融機関が信用保証会社の規定する条件を満たさない場合、登録を抹消することが可能です（新合意第 40 条）。

保証人を信用保証会社へ申請する場合は、以下のとおり、金融機関が申請する場合と融資を受ける人が申請する場合の 2 通りがあります。

#### （1）登録済み金融機関が保証人として申請する場合

登録済み金融機関は、融資を予定する個人、法人が新合意第 41 条で規定する条件を満たす場合、信用保証会社に保証人となることを申請することが可能です（新合意第 42 条）。

#### （2）融資を受ける人が直接申請する場合

融資を受ける予定の個人、法人は、新合意第 41 条で規定する条件を満たす場合、自ら直接信用保証会社に、保証人になってくれるように申請することが可能です。信用保証会社は、その後、金融機関に対して、融資の決定を検討することを打診します（新合意第 42 条）。

以 上

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野里美）

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

---

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種

フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[yuto.yabumoto@oneasia.legal](mailto:yuto.yabumoto@oneasia.legal)（藪本 雄登）

[satomi.uchino@oneasia.legal](mailto:satomi.uchino@oneasia.legal)（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。